

西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書
に対する環境大臣意見

本事業は、中部電力株式会社（以下「事業者」という。）の西名古屋火力発電所（以下「本発電所」という。）において、電力安定供給の確保、二酸化炭素の排出削減による地球温暖化問題への取組を目的として、重油等を燃料とする既設1～4号機を、天然ガスを燃料とする、商用プラントとして採用が決定している国内の火力発電設備の中で最も発電効率の高い1,600℃級ガスタービンコンバインドサイクルに変更するものである。

本発電所の発電総出力は119万kWから231.6万kWに増大するものの、高効率な発電施設の導入等により、窒素酸化物などの大気汚染物質の排出量及び一般排水の汚濁負荷量が削減されるとともに、温排水の拡散範囲は現状程度となる見込みとなっている。

一方、温室効果ガスの排出については、発電総出力の増大に伴い、本発電所から排出される二酸化炭素の総排出量は増大することが想定されるものの、発電電力量あたりの二酸化炭素排出量は現時点で我が国で稼働している火力発電設備の中では最も低い水準であることから、運転開始後において本発電所の設備利用率を高い水準とする運転管理及び適切な設備管理といった二酸化炭素削減対策を講じることにより、事業者全体で見れば二酸化炭素排出原単位の低減が見込まれる。

以上のことから、本発電所の温室効果ガス排出量を最大限削減し、事業者の系統全体から発生する温室効果ガスを低減するため、以下の措置を講ずる必要がある。

- (1) 本事業による二酸化炭素排出削減効果を早期に発揮するため、本事業を着実に進め、できる限り早期の運転開始を目指すこと。
 - (2) 事業者全体として最大限の二酸化炭素排出削減を図るために、当該設備が事業者の所有する火力発電所の中で二酸化炭素排出原単位が最も低い水準である間、当該設備の利用率をできる限り高い水準に保ち、事業者が保有する他の発電所との稼働分担を適切に行うなどにより、事業者全体による二酸化炭素排出の一層の削減に努めること。
 - (3) 本設備の排出原単位が火力発電設備の中で最も低い水準である間は、本設備を適切に活用することで事業者全体の排出原単位を低減し、また、今後新たな地球温暖化対策計画が策定されればこれと整合したかたちで、計画的に二酸化炭素排出削減に取り組む必要がある。
- 事業者としても、今後、国の新たな地球温暖化対策計画が策定され、それと整合した電力業界全体の枠組が構築された後にはこれに遅滞なく参加し、当該枠組の下で計画的に二酸化炭素排出削減に取り組む意向であり、当該枠組の構築に積極的に取り組み、その枠組の下で確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。
- (4) 本発電設備は2050年においても稼働が想定されることから、環境基本計画に位置付けられた2050年までに温室効果ガス排出量80%削減を実現するために、二酸化炭素分離回収設備の実用化に向けた技術開発を含め、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策についても継続的に検討を進めること。

以上について、その旨を評価書に記載すること。